

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課及び清水区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から 4 月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 5 日

静岡市長 小嶋 善吉

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
清水鑑定団
静岡市清水区八坂東二丁目 15 番 20 号外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
有限会社マツイ 静岡市清水区草薙杉道三丁目 11 番 26 号 代表取締役 山口和彦
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
有限会社神成 静岡市駿河区東新田二丁目 16 番 22 号 代表取締役 成川政明
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成 18 年 5 月 29 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,506 平方メートル
- 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	77 台
駐輪場の位置及び収容台数	45 台
荷さばき施設の位置及び面積	77 平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	30.75 立方メートル
- 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
開店時刻	10:00
閉店時刻	2:00
駐車場を利用できる時間帯	9:30～2:15
駐車場の出入口の数及び位置	4 箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	8:00～10:00
- 届出年月日
平成 17 年 9 月 28 日